

計測器校正の勘どころ

ISO/IEC17025 編(第1回)・自動車産業向けの校正

アンリツカスタマーサポート株式会社
計測テクニカルセンター
山崎 俊雄

《はじめに》

今回は、国際規格で推奨された校正証明書の記載事項について考察しました。では実際に国際規格で推奨された校正証明書が必要になるのはどのような場面なのでしょう。また、そのような校正証明書の要求事項はどのように記述されるのでしょうか。今回より3回に分けて個別の事象をご紹介しますながら解説していきます。

1. キーワードとしての ISO/IEC17025

過去の小欄で何度かご紹介した ISO/IEC17025(試験所及び校正機関に関する一般要求事項)ですが、最近キーワードとして登場する機会が増えています。当社へのお問合せでも「ISO/IEC17025 校正をお願いします」というご用命を頂戴することがあるのですが、実際には ISO/IEC17025 の要求事項への適合性を認定された JCSS や A2LA といった校正サービスメニューをご紹介することになります。

最近では各種の規格や法令の中に ISO/IEC17025 規格への適合を要求する事項が含まれつつありますが、一方で「計測器の管理は何でも ISO/IEC17025 へ」という傾向がある中で、ユーザがその対応に困惑している姿も一部で見られているようです。

2. ISO/TS16949 における校正の要求

具体的に ISO/IEC17025 への適合性を要求する国際規格に ISO/TS16949(品質マネジメントシステム-自動車製造や関連する交換部品に携わる組織に ISO 9001:2008 を適用する際の要求事項)があります。

実際に1台の自動車を完成させるためには非常に多くの部品を組み合わせる必要があります、これらの部品を製造するのは完成車メーカーに部品を納入する外部のサプライヤーということになります。このサプライヤーが製造する部品の品質を確認する検査工程では各種の計測器が使われることになり、実際にその計測器の管理(定期的な校正)を社外に委託する場合には、その適合性の指標のひとつとして ISO/IEC17025 の要求事項に適合した校正機関での校正を求めていることが記載されています。

3. ISO/TS16949 の試験所要求事項

実際にサプライヤーが自社で使う計測器の管理を行う手法としては以下の2つの方法が考えられます。

- ① 自社内に校正部門を設け、そこで校正を行う
- ② 計測器の校正を社外の校正機関に委託する

①については概ね ISO/IEC17025 の要求事項を満たすことが要求されますが、その合意はあくまで第三者(取引先の完成車メーカー)との間で締結することになります。このとき校正部門自体が ISO/IEC17025 の第三者認定を受けるということは推奨されるものの必須ではない、というのが現在の取扱いとなっています。

一方②については、計測器の校正依頼先に対し、原則として ISO/IEC17025 の要求事項を満たすことを要求することになります。このとき JCSS や A2LA のような校正機関の第三者認定は ISO/IEC17025 の要求事項を満たす証拠になると見なされています。

4. 現在の情勢

現実的には①だけで事足りるというケースは少なく、程度の差こそあれ②を利用することは避けたいというのが実情のようです。このとき、計測器の製造メーカーが ISO/IEC17025 の認定校正機関ではない場合、代替の校正機関を探さなければならないという状況が発生します。事実、米国や欧州の完成車メーカーは、次第に①②の要件を厳格に適用する方向に動いており、このためサプライヤーの計測器管理担当者も対応に苦慮するというケースが増えているようです。今後の完成車メーカーの動きに注意が必要となっています。

チェック!

ISO/TS16949 では保有する計測器の管理を ISO/IEC17025 の要求事項に適合させることが求められています。JCSS や A2LA で認定された校正機関での校正は ISO/IEC17025 の要求事項を満たしています。